

世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区立保育園の一部を統合することに伴い、区立保育園を廃止する必要が生じたため、世田谷区立保育園条例の一部を改正する。なお、改正理由は以下のとおりとする。

2 改正理由

世田谷区立奥沢西保育園及び世田谷区立深沢保育園を廃止するとともに、世田谷区立等々力中央保育園を設置する必要があるため。

3 改正内容

別表世田谷区立奥沢西保育園の項を削り、同表世田谷区立深沢保育園の項中「深沢保育園」を「等々力中央保育園」に、「深沢五丁目16番17号」を「等々力四丁目19番18号」に改める。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行日

規則で定める日

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年11月	第4回定例会に条例改正案提出
令和5年7月以降	改正条例施行



改正後			改正前		
同 保育園 (省略)	等々力中央 同	等々力四丁目19番18号	(省略)		
同	大蔵保育園 同	砧四丁目 5 番12号	同	大蔵保育園 同	砧四丁目 5 番12号